

「からびょんグッズ取扱店」として、区ホームページやチラシ等で紹介させていただきます！

烏山総合支所では、烏山の地域経済の発展及び地域活性化のため、烏山地域キャラクター「からびょん」デザインの積極的な活用を推進しています。

以下の条件に同意いただくことで「からびょんグッズ取扱店」として区ホームページ等で紹介させていただきます。

つきましては、以下の条件をご確認いただき、支所の取り組みにご理解、ご協力をお願いいたします。



世田谷区烏山地域キャラクター「からびょん」デザイン使用取扱要綱（以下、「要綱」という。）第6条第3項に基づき、次のとおり条件を提示する。

- （1）要綱第5条に基づき提出された申請書記載内容を、「からびょんグッズ取扱店」として区が公開（世田谷区ホームページ等への掲載、マスコミ等への紹介等）することについて承諾すること。
- （2）要綱第5条に基づき提出された申請書記載内容等に変更が生じた場合は、速やかに区へ連絡すること。なお、同一商品で単にからびょんのデザインを変更するのみの場合は、要綱第5条及び第7条に基づく申請は不要だが、どのデザインを使用するかは区に連絡すること。
- （3）要綱第6条に基づき許諾された商品等を積極的にPRすること。
- （4）要綱第6条に基づき許諾された商品等を提供できない期間がある場合は、その旨を店頭、ホームページ等で明示するとともに、区へも連絡すること。

ご協力いただける団体に、「からびょんグッズ取扱店」のタペストリーをお渡しします。店舗等に掲示し、「からびょんグッズ取扱店」であることをPRしてください。

